

## 船舶事故調査報告書

平成24年3月29日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 石 川 敏 行  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成23年10月15日 13時00分ごろ以降における錨泊開始後～15時15分ごろの間）
発生場所	長崎県対馬市下穴浦 <sup>しもあなうら</sup> 東方沖 対馬市所在の巖原港北防波堤灯台から真方位192° 1,500m付近 （概位 北緯34° 10.7′ 東経129° 17.8′）
事故調査の経過	平成23年10月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>ほりょう</sup> 豊漁丸、2.7トン NS3-82399（漁船登録番号）、個人所有 9.10m(Lr)×1.96m×0.78m、木 ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和50年6月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 73歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月23日 免許証交付日 平成22年11月15日 （平成28年6月12日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成23年10月15日13時00分ごろ、いか釣り漁のため、対馬市阿須湾漁港 <sup>あずわん</sup> を出港した。 本船は、14時00分ごろ、巖原港南方の下穴浦東方沖において錨泊しているところを航行中の僚船により目撃されたが、船長の状況については分からなかった。 船長は、15時15分ごろ、巖原港東方沖を漂流しているところを航行中の漁船により発見され、通報を受けて出動した海上保安部の巡視艇に揚収されたのち、溺水による死亡と検案されたが、当初、身元は判明しなかった。 その後、本船は、20時15分ごろ、下穴浦東方沖において、機関が停止し、無人で錨泊しているところを航行中の瀬渡船に発見されたことから、船長の身元が判明した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西～西、風速 約3～4m/s 海象：水温 約24℃、潮汐 下げ潮中央期～末期

<p>その他の事項</p>	<p>本船は、ふだん、13時前後に出港し、約6～8ノット（kn）の速力で漁場に向かい、漁場を決めたのち、操業を開始する夜間までは錨泊して待機し、操業を終えて23時ごろ～翌日01時ごろ帰港していた。</p> <p>船長は、身長が160cm前後であり、発見時、救命胴衣は着用しておらず、ズボンとズボン下が足首まで下がった状態であった。</p> <p>本船は、操舵室外壁右舷側に手すりが設置され、操舵室と舷側との間の通路幅は約36cm、船尾ブルワークの高さは約42cm、船尾端に設けられたたつの高さは約80cmであり、トイレ設備はなかった。</p> <p>本船は、発見時、漁具を使用した形跡はなく、船内に救命胴衣1個及び携帯電話があり、他船との衝突痕は認められなかった。</p> <p>海図W1479（厳原港）によれば、厳原港東方沖には、北方に流れる大潮期の最強流速0.9knの下げ潮流が記載されている。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、13時00分ごろ阿須湾漁港を出港し、下穴浦東方沖の漁場に到着して錨泊を開始したのち、15時15分ごろ厳原港東方沖を漂流している船長が発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、発見時、ズボン及びズボン下が足首まで下がった状態であったことから、小用中に船体の動揺により落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、下穴浦東方沖において錨泊中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命胴衣を着用すること。</li> <li>・防水型携帯電話を常に携帯し、落水した際の連絡手段を確保しておくことが望ましい。</li> <li>・動揺時の姿勢維持のため、手すり等を増設すること。</li> </ul>	